

## 四島交流等の実施及び後継船舶の確保に関する方針

〔平成19年12月18日〕  
関係閣僚申合せ

平成3年10月14日付けの日ソ両国外相間の往復書簡により設定された枠組みの下での訪問（以下「四島交流」という。）は、平成4年以降、領土問題解決までの間、我が国国民と継続的かつ現に北方四島に居住するロシア国民（以下「北方四島住民」という。）との間の相互理解の増進を図り、もって領土問題の解決に寄与することを目的として実施されてきた。四島交流は、北方領土問題解決のための環境整備の一環として、我が国国民と北方四島住民との間の相互理解の増進を着実に図ってきており、北方領土問題が未解決の現状において、引き続き重要な意義を有している。

昭和61年7月2日付けの日ソ双方の口上書に基づく墓参のための訪問（以下「墓参」という。）及び平成11年9月2日付けの日露双方の口上書により設定された枠組みの下での元島民及びその家族たる我が国国民による訪問（以下「自由訪問」という。）は、人道的観点から重要な役割を果たしており、北方領土問題が未解決の現状において、引き続き重要な意義を有している。

また、現在、これらの四島交流等事業の実施に当たっては、主に民間企業が所有する船舶を傭船しているものの、その周辺海域の特殊性、使用船舶の老朽化等の事情により、今後とも事業を安定的かつ安全に実施するためには、後継船舶の調達が望まれてきたところである。政府においては、平成17年度及び18年度に「四島交流等使用船舶基本構想に関する調査研究」を実施し、後継船舶の望ましい基本仕様や運航形態の検討を行ってきたところである。

上記の認識等に立脚し、各府省においては、これらの事業を一層充実させることを目的として、以下の措置を講ずる。

1. 四島交流については、我が国国民と北方四島住民との間の相互理解を一層増進させるとの観点から、我が国国民の北方四島訪問、北方四島住民の我が国の諸地域の訪問の双方について、以下の項目を含め、事業の改善に努めるべく適切な方策を講ずること。

- (1) 四島交流事業の一層円滑な実施
- (2) 四島交流への参加の在り方
- (3) 四島交流に参加する専門家の活動の在り方
- (4) 四島交流等の移動手段としての北海道本島と北方四島との間の冬季における航空機利用の可能性の検討

2. 自由訪問については、人道的観点から、以下の項目を含め、事業の改善に努めるべく適切な方策を講ずること。墓参については、人道的観点から、事業の一層円滑な実施の確保に努めること。
  - (1) 訪問手続の簡素化
  - (2) 訪問対象資格の拡大
  
3. 四島交流等事業を安定的かつ安全に継続させるため、これまで使用されてきた船舶の老朽化を踏まえ、以下の方針に従い、関係府省等の適切な協力の下で、後継船舶の確保を図ること。
  - (1) 平成 24 年度を目途として供用開始に努める。
  - (2) 事業の安定的な実施に支障が生じないように必要な対応策を確保するとの前提で、後継船舶の所有及び運航管理については、効率的に事業を実施するとの観点から民間にゆだねる形態によることとする。その場合、事業の主な実施主体となっている独立行政法人北方領土問題対策協会は、公正な手続により選定される民間企業との間で長期傭船契約を締結する。
  - (3) 後継船舶の仕様については、四島周辺の海域に対応する喫水の浅い中型の旅客船とする。また、事業に必要な定員、宿泊施設及び集会スペース等を有し、かつ事業参加者である元島民の高齢化等の状況を踏まえ、安全性等に配慮したものとする。
  
4. 上記方策を総合的に検討すること並びに後継船舶の調達及び運用についての方針を策定することを目的として、新たに、内閣府、外務省及び北海道庁から構成され、独立行政法人北方領土問題対策協会がオブザーバーとして参加する「北方四島交流事業等関係府省等推進協議会（仮称）」を設置すること。同協議会においては、四島交流等の事業が継続的に実施されなければならないとの共通の認識の下、これらの事業に係るいかなる問題についても速やかに検討し、事業の安定的な実施を確保するための方針を策定する。

内 閣 官 房 長 官                    町 村 信 孝

内閣府特命担当大臣                岸 田 文 雄  
(沖縄及び北方対策)

外 務 大 臣                        高 村 正 彦

財 務 大 臣                        額 賀 福 志 郎